



令和 7（2025）年度 職員採用試験受験案内

令和 7（2025）年 10 月 1 日入職

この試験についての問い合わせ先及び出願先

〒341-0041

埼玉県三郷市花和田 638-1 三郷市健康福祉会館内 5 階
社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会 総務課

Tel 048-953-4191

Fax 048-953-4192

この案内の内容をホームページでも紹介します。

<https://www.misato-syakyo.or.jp/>

ふれあいネットワーク



社会福祉法人三郷市社会福祉協議会

社会福祉法人三郷市社会福祉協議会職員募集

社会福祉法人三郷市社会福祉協議会は、住民の皆さんや行政・専門家と手を取り合い、地域全体で支え合うまちづくりを目指して活動しています。私たちは、社会福祉法（第 109 条）に基づいた公共性の高い非営利団体として、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティの形成に取り組んでいます。

地域に住むすべての人が、日々の生活に笑顔と安心を感じられるように。在宅福祉や地域コミュニティの推進を通じ、公共機関や地域の皆さまと協力しながら、「誰ひとり取り残さない社会」の実現を目指しています。

あなたの情熱と力を、ぜひ私たちとともに地域の未来に活かしてみませんか？意欲あふれるエントリーをお待ちしています。

■募集職種について

職種	資格要件等	採用人数
主任介護支援専門員 三郷市地域包括支援センター みずぬまでの総合相談、介護予防 ケアマネジメント等を担当 していただきます。	・昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれたかた（38 歳まで） ・学歴不問 ・主任介護支援専門員有資格者 ・普通自動車運転免許を有する者 ・基本的な PC スキル	1 名程度

■採用年月日

令和 7 年 10 月 1 日（水）

■受験ができない方

※以下に該当するかたは、受験できません。

- ア．禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ．懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ．破産者で復権を得ない者
- オ．暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体（反社会的勢力）と関係を持つ者

■試験日程及び試験科目

（1 次試験）

提出頂いた履歴書、職務経歴書による書類選考

（2 次試験）

書類選考合格者を対象にした個別面接試験（20 分程度）

試験日時・・・令和 7 年 8 月中に実施

■応募受付期間・場所

受付期間	令和 7 年 7 月 3 日（木）～令和 7 年 7 月 31 日（木） 午前 9 時～午後 5 時 ※平日のみ
受付場所	三郷市健康福社会館 5 階 三郷市社会福祉協議会
郵送の宛先	〒341-0041 埼玉県三郷市花和田 638-1 三郷市健康福社会館 5 階 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会 総務課宛

※持参による応募の場合、提出書類の記載内容を受付時に確認しますので、必ず受験者本人が申し込みを行ってください。

※郵送による応募の場合は、**7 月 31 日（木）必着**で受験票返送用の封筒（110 円切手を貼り付け、受験者本人の住所・氏名を記入したもの）を同封の上、**簡易書留**で応募してください。なお、書類に不備があった場合は受け付けることができませんので、ご注意ください。

■提出書類

履歴書（任意書式）、職務経歴書（任意書式）

※履歴書には、連絡の取れるメールアドレスを記載してください。

※応募書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

■給料・諸手当等（令和7年4月1日現在）

①初任給（地域手当含む）

大学卒初任給（22歳）・・・・・・233,200円

※法人の規定により初任給の格付けをします。また、卒業後に職歴等がある場合は一定の基準により前歴を加算します。

※法人の規定により昇給あり（年1回）。

②各種手当

通勤手当・・・・・・原則として、全額支給

住居手当・・・・・・アパート等の場合、手当上限28,000円

期末勤勉手当・・・・・・年2回（昨年度実績）

※その他に扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等があります。

※①、②とも採用されるまでに給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

退職金制度、社会保険制度あり

■雇用条件等

○雇用期間/定年

- ・期間の定めなし/60歳（65歳まで継続雇用制度あり）

○勤務時間

- ・原則として午前8時30分から午後5時15分の7時間45分。
- ・週38時間45分（時差勤務制度あり）

○休日及び休暇

- ・土曜・日曜日、年末年始、祝日法に規定する休日。（勤務場所により異なる場合があります）
- ・年間20日の年次有給休暇、結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇、疾病等の場合の病気休暇があります。

■法人について

○設立/法人認可

- ・（設立）昭和58年3月10日／（認可）昭和58年4月13日